

電波法及び放送法の一部を改正する法律案の概要

電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化、電波利用料制度の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設

特定高周波数無線局(6GHzを超える周波数を使用する相当数の無線局を一定以上の広がりを持った区域において一体的に運用するために開設される無線局)を開設することのできる者を、価額競争(入札又は競りの方法により、最も高い価額を申し出た参加者を落札者として決定する手続)により選定する制度を創設する。

2. 無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化

- ・ 無線局の「紙の免許状」や基幹放送の「紙の認定証」を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入する。
- ・ 国、独立行政法人、規模の大きい免許人(携帯電話事業者等)の免許等手続について、「書面による手続」を廃止し、「インターネットでの手続」を義務付ける。

3. 電波利用料制度の見直し

- ・ 近年の電波の利用実態を踏まえた電波利用料の料額の改定を行う。
- ・ 電波が逼迫している現状や令和6年能登半島地震での課題等に対応するため、
①携帯電話基地局等の強靱化のための補助金の交付、
②特定周波数変更対策業務^{※1}の対象に周波数を共同利用する場合を加えるとともに、無線設備の代替有線設備^{※2}への変更工事に要する費用への給付金の支給等

を可能とするための用途の見直しを行う。

※1 総務大臣が行う周波数割当計画等の変更に伴って周波数を変更する場合に行われる無線設備の変更の工事費用について、電波利用料を財源として給付金の支給等を行う業務

※2 放送の中継局などの無線設備の機能を有線通信により代替する設備

4. 地上波の基幹放送事業者が中継局を廃止する際の規律の整備

地上波の基幹放送事業者が中継局を廃止する際には、放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置(例:ケーブルテレビや配信サービス)を講ずる努力義務を課す。

5. その他所要の措置を講ずる。